

## 第7章 ワクチン

### 第1節 準備期

#### 1 目的

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民の生命および健康を保護し、国民生活および国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを速やかに開発・製造し、必要量を迅速に供給の上、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に、円滑な接種を実現するために、本市は、道および医療機関や事業者等と相互に連携し、必要な準備を行う。

#### 2 所要の対応

##### 1-1. ワクチンの供給体制

###### 1-1-1. ワクチンの流通に係る体制の整備

道は、国からの要請を受け、市町村、医師会、卸売販売業者団体等の関係者と協議の上、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、以下(1)から(3)までの体制を構築する。

- (1) 道内の卸売販売業者や医療機関等の在庫状況等を迅速に把握することが可能な体制
- (2) ワクチンの供給の偏在があった場合の卸売販売業者の在庫に係る融通方法
- (3) 市町村との連携の方法および役割分担

###### 1-1-2. ワクチンの分配に係るシステムの整備

国は、一括してワクチンの供給を担う場合に備え、医療機関等のワクチン納入希望量を集約し、市町村または都道府県への分配量を決定し、分配につなげるシステムを稼働できるよう整備を行う。

##### 1-2. 基準に該当する事業者等の登録（\*特定接種の場合）

###### 1-2-1. 登録事業者の登録に係る周知

国は、特措法第28条に基づき実施する特定接種について、基準に該当する事業者からの申請に基づき登録事業者を管理するデータベースへの登録を進める。このため、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続等を示す登録実施要領を作成し、事業者に対して、登録作業に係る周知を行う。本市は、事業者への情報提供など、必要な協力を行う。

###### 1-2-2. 登録事業者の登録

国は、事業者の登録申請を受け付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録する。本市は、登録内容の確認など、必要な協力を行う。

### 1-3. 接種体制の構築

#### 1-3-1. 接種体制

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう接種会場や接種に携わる医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等について整理する。また、国等は、居住する地方公共団体以外の地方公共団体における接種を可能にするよう、全国の医療機関と全国の市町村または都道府県が集合同的な契約を結ぶことができるシステム構築を行う。

本市は、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制が構築できるよう、平素から医師会等の関係者との協力関係を構築する。

#### 1-3-2. 特定接種

登録事業者のうち特定接種の対象となり得る者および新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県または市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。

本市は、国の要請に基づき、集団的な接種体制が実施できるよう準備を行うとともに、登録事業者に対して、必要な支援を行う。

#### 1-3-3. \*住民接種

国は、予防接種の対象者および期間を定めるとともに、事前に住民接種の接種順位に関する基本的な考え方を整理する。

本市は、平時から以下(1)から(3)までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- (1) 国および道の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- (2) 円滑な接種の実施のため、システムを活用した全国の医療機関との委託契約締結等により、居住する地方公共団体以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
- (3) 速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

### 1-4. 情報提供・共有

国は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性および安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページや SNS 等を通じて情報提供・共有を行い、国民等の理解促進を図る。

1-5. DXの推進

- (1) 国は、スマートフォン等への接種勧奨の通知、スマートフォン等からの予診情報の入力、医療機関からの電子的な接種記録の入力や費用請求等、マイナンバーカードを活用した予防接種事務のデジタル化や標準化を進め、新型インフルエンザ等が発生し、市町村または都道府県が接種を開始する際に、迅速かつ正確に接種記録等の管理が行えるよう基盤整備を行う。
- (2) 国は、一括してワクチンの供給を担う場合に備え、医療機関等のワクチン納入希望量を集約し、市町村または都道府県への分配量を決定し、分配につなげるシステムが稼働できるよう整備を行うほか、地方公共団体から得られる予防接種の接種記録等および医療機関等から報告される副反応疑い報告を円滑に収集できるような情報基盤を整備する。

1-6. ワクチンの研究開発に係る人材の育成および活用

国および J I H S は、大学等の研究機関と連携し、ワクチンの研究開発の担い手の確保を推進するため、感染症の基礎研究から治験等臨床研究の領域における人材育成を行うとともに、国は、大学等の研究機関を支援する。また、国は、育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における研究開発の実施体制の強化を支援する。道は、道内の医療機関等と平時から連携し、連携ネットワークの構築に必要な協力を行う。

## 第2節 初動期

### 1 目的

国は、準備期から強化した研究開発基盤や計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集し、迅速なワクチンの研究開発・製造を行うほか、必要量のワクチンを確保することで、速やかな予防接種へとつなげる。本市は、速やかに接種体制の構築を行う。

### 2 所要の対応

#### 2-1. 接種体制

##### 2-1-1. 接種体制の準備

国は、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の特性やその際の医療提供体制や国民生活や社会経済活動の状況を踏まえ、特定接種または住民接種の実施を見据え、接種の優先順位の考え方を整理するとともに、接種体制等の必要な準備を行う。

##### 2-1-2. 地方公共団体への早期の情報提供・共有

国は、市町村および都道府県に対し、ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報提供・共有を早期に行うよう努める。

##### 2-1-3. 接種体制の構築

本市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保など接種体制の構築を行う。また、道は、公平なワクチンの配分などを通じて道内における円滑なワクチン接種体制を構築する。

##### 2-1-4. 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

道は、国と連携し、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請または指示を行う。また、接種に携わる医療従事者が不足する場合等においては、歯科医師、診療放射線技師等に接種を行うよう要請することを検討する。

### 第3節 対応期

#### 1 目的

国は、確保したワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき迅速に接種できるようにする。また、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済に努める。

本市は、あらかじめ準備期に計画した供給体制および接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

#### 2 所要の対応

##### 3-1. ワクチンや接種に必要な資材の供給

###### 3-1-1. 計画的な供給の管理

国は、ワクチンや接種に必要な資材の供給量についての計画を策定するとともに、国が一括してワクチン、注射針や\*シリンジ等の供給を担う場合には、当該ワクチン等が円滑に供給されるよう流通管理を行う。

###### 3-1-2. ワクチン等の流通体制の構築

道は、国からの要請に基づき、道内においてワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。

##### 3-2. ワクチン等の納入量等に係る早期の情報提供・共有

- (1) 国は、医療機関等の関係者に対して、ワクチン等に関する今後の納入量や納入時期等について綿密な情報提供・共有を早期に行うよう、ワクチン等の製造事業者等へ要請する。
- (2) 国は、ワクチン等が不足することが見込まれる場合には、生産の促進を要請する。

##### 3-3. 接種体制

- (1) 市町村または道は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
- (2) 道は、道内で医療従事者の偏在が生じている場合や、道内の市町村で医療従事者の不足が生じている場合は、関係市町村間の調整を速やかに行う。
- (3) 国は、新型インフルエンザ等の流行株が変異した場合に、追加接種の必要がないか速やかに抗原性の評価等を行い、検討する。追加接種を行う場合においても、本市は、混乱なく円滑に接種が進められるよう、国および道ならびに医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。
- (4) 国は、システムを通じて収集した接種記録を元に、接種回数等についてホームページ等で公表するとともに、地方公共団体に対しても早期に情報提供・共有を進める。

### 3-3-1. 特定接種

#### 3-3-1-1. 特定接種の実施

国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供ならびに国民生活および国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、特定接種を実施することを決定する。

#### 3-3-1-2. 地方公務員に対する特定接種の実施

本市は、国および道と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

### 3-3-2. 住民接種

#### 3-3-2-1. 住民接種の接種順位の決定

国は、接種の順位に係る基本的な考え方に加え、重症化しやすい特定のグループ等の発生した新型インフルエンザ等の病原性等に関する情報を踏まえ、住民への接種順位を決定する。

#### 3-3-2-2. 予防接種の準備

国は、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、予防接種の準備を開始する。また、本市は、国および道と連携して、接種体制の準備を行う。

#### 3-3-2-3. 予防接種体制の構築

国は、全国民が速やかに接種を受けられるよう、準備期および初動期に市町村または都道府県において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進めるよう市町村または都道府県に対し要請する。本市は、具体的な接種体制の構築を進める。

#### 3-3-2-4. 接種に関する情報提供・共有

本市は、予約受付体制を構築し、接種を開始する。また、本市は、国に対し接種に関する情報提供・共有を行う。

#### 3-3-2-5. 接種体制の拡充

本市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、本市は、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

### 3-3-2-6. 接種記録の管理

本市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、国が準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

## 3-4. 副反応疑い報告等

### 3-4-1. ワクチンの安全性に係る情報の収集および提供

国は、ワクチンの安全性について、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報とともに、最新の科学的知見や海外の動向等の情報の収集に努め、適切な安全対策や国民等への適切な情報提供・共有を行う。

### 3-4-2. 健康被害に対する速やかな救済

国は、予防接種の実施により健康被害が生じたと認定した者について、速やかに救済を受けられるように、制度の周知を徹底するとともに、申請者が急増した場合には、体制強化を図り、迅速な救済に取り組む。

## 3-5. 情報提供・共有

- (1) 国は、予防接種の意義や制度の仕組みなど予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性および安全性、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者、接種頻度、副反応疑い報告、健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行う。国民等が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、科学的に正確でない受け取られ方がなされ得る情報への対応を行う。
- (2) 本市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。なお、ワクチン接種等の情報提供・共有にあたっては、様々な広報媒体を活用して、ワクチンの有効性や安全性等に関する正しい情報を幅広く発信する。